

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (法学)	氏名	木下岳人
論文題目	子会社事業の被害者に対する親会社の不法行為責任		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、会社の経済活動に伴う大規模な法益侵害につき、株主有限責任制度により株主の負担がその出資分の無価値化に留まるとすれば、被害者救済に欠けるだけでなく、事業運営における不適切なリスク・マネジメントが助長されるおそれがあるという問題意識に基づき、加害行為を行った会社の株主 (親会社) にも不法行為責任を課すことの法政策上の当否およびその要件を検討するものである。本論文は、株主有限責任制度と緊張関係に立つこの問題につき、英米法系諸国における判例法理の発展を手がかりに考察する。</p> <p>まず、第1章において、会社の事業活動の遂行によって第三者に不法行為被害が発生する危険があり、そのような危険を回避ないし予防する合理的な手段が存在していたとしても、株主有限責任制度の下においては、株主がその危険を放置するよう動機づけられる状況があるとされ、このようなインセンティブの歪みを法規制によって是正することが課題として設定される。</p> <p>第2章においては、この問題の対処方法として、株主有限責任の制度的制限、法人格否認の法理、事実上の取締役理論、子会社取締役の対第三者責任または親会社取締役の対第三者責任があるが、その効果に限界があることが指摘される。</p> <p>第3章においては、親会社の不法行為責任にかかる英国法のアプローチが整理、分析される。英国の裁判所は、法人格否認の法理の運用において伝統的に厳格であり、また、同国では、立法によって制度的解決を図ることも見送られた。他方、子会社が引き起こした加害行為につき、親会社の不作為にかかる注意義務違反の可能性を認める裁判例が散見されるようになり、2012年のChandler判決が、不法行為法上の注意義務違反を理由に、子会社事業の被害者に対して親会社の責任を肯定した。その後、Renwick事件、Unilever事件、Vedanta事件にかかる判決群により、Chandler判決は事例判断の一つとして相対化された。2017年のVedanta事件最高裁判決は、親会社の注意義務違反の有無は、「親会社が、子会社の関連事業を引き受け、監督し、支配し、助言する機会を、どの範囲で、どのように利用したかに依る」とする一方で、親会社が子会社の事業を管理・監督していることを対外的に表示していた場合にも注意義務が認められる可能性にも言及し、支配と表示のいずれかが注意義務を基礎づけることを示唆した。この考え方は、2021年のOkpabi判決に踏襲されている。</p> <p>第4章においては、米国およびカナダにおける法の展開が整理、分析される。まず、米国においては、法人の加害行為によって生じた法益侵害につき、直接関与した個人等に、独自の法的責任を課す法理として、参加理論が存在するところ、裁判所は、株主有</p>			

限責任制度を理由に、この法理に基づき、子会社の不法行為につき親会社である株主に責任を課すことに伝統的に慎重であった。2007年のイリノイ州最高裁判所が出したForsythe事件判決が、子会社の事故につき、関連する予算の決定権限を持つ親会社に不法行為責任が生じる可能性を肯定したが、この流れは他の州には広がっていない。他方、カナダでは、Hudbay判決において、損害が合理的に予見可能であり、子会社と十分な近接性があり、注意義務を課すことが不当または不公正でなく、当該注意義務を否定したり、制限したりする政策的な理由がない場合に、親会社に子会社事業にかかる注意義務が認められる可能性を示唆したが、本案審理にまでは至っていない。以上から、英米法系においては、親会社の直接不法行為責任という救済は確立しているものの、親会社の不法行為責任につき、一般の不作為不法行為責任と区別しない英国法のアプローチと、株主有限責任制度への配慮から要件を厳格化する米国のアプローチがあると結論づける。

以上を踏まえ、第5章において、日本法における親会社の不作為不法行為責任の可能性につき、考察される。京阪電鉄置石事件、花園大学応援団事件、ファミリーマート事件において、第三者の加害行為につき、第三者と一定の関係を有する者に作為義務が認められてきた。学説においても、危険源に対する支配や先行行為が作為義務を基礎づけることが承認されてきた。危険源の支配に関して、イビデン事件では、子会社におけるハラスメント被害につき、親会社に信義則上の対応義務が生じる余地が認められたところ、グループ内部統制システムを通じて、親会社が子会社の具体的な危険を認知し、当該危険にかかる対応プロセスが確立されている状況下においては、同判決と同様の義務を、不法行為責任構成からも導くことができる。また、親会社が子会社にハイリスク事業を運営させている場合には、先行行為に基づく作為義務が認められ得る。親会社の合理的な無関心により、グループ内部統制システム構築が放棄されるおそれは、外部環境からの要請により排除されうる。また、株主有限責任制度は、株主が独自の責任原因において負担すべき固有の債務の免責を許容するものではないため、日本においても、英国のように、一般の不作為不法行為と区別せず、親会社に、子会社事業につき、一定の場合に作為義務を認めて不法行為責任を課すアプローチが採用されるべきである。

氏名	木下岳人
----	------

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、株式会社の経済活動に伴う法益侵害につき、加害行為を行った会社の株主（親会社）の不法行為責任の在り方を検討するものである。

会社法上の救済である、法人格否認の法理や事実上の取締役理論等は、親子会社間の支配従属関係に着目して株式会社の構造に修正を加えるものであり、個別の法益侵害の態様や救済の必要性に照らした柔軟な解決が難しいという問題点を抱えている。親会社の不法行為責任という法律構成は、この点を克服する可能性を有するが、株主有限責任制度と両立しうるかにつき、わが国には手がかりとなる議論の蓄積がほとんどなかった。

本論文は、英国において、第三者加害における不法行為責任の一例として、親会社の直接不法行為責任にかかる判例法理がどのように発展したかを調査し、会社法上の救済の不十分な点を不法行為法が補っていることにつき、その歴史的な展開を含め、他に例を見ない詳細さをもって整理、分析している。

また、米国法およびカナダ法の調査を通じて、株主有限責任制度への配慮を理由に、親会社の不法行為責任を否定するかにつき、英国と米国では裁判所の姿勢が異なること、英国では、米国に比べて法人格否認の法理の適用に裁判所が消極的である点を親会社の直接不法行為責任が補完していることを示した。英米法系諸国間における判例法理の展開の多様性は、株主有限責任制度がもたらすインセンティブの歪みへのアプローチが一様ではないことを示す点において、わが国の法政策上も重要な示唆を有するものである。

さらに、本論文は、わが国の不作為不法行為にかかる学説・判例の展開を踏まえ、親会社の不法行為責任が認められるべき基準を、実務において受容可能な程度に、具体的に提示することに成功している。

もっとも、英米法系諸国と大陸法系諸国においては会社債権者保護に対するアプローチが異なることから、大陸法諸国をも参照すれば多角的な分析が実現し得たであろう。また、親会社の不法行為法上の注意義務の認定基準につき、株主有限責任制度の趣旨だけでなく、法人単位の業務管理を基本とする法人制度の意義との関係についてもより踏み込んだ分析をすることが、実務における円滑なグループ運営の実現のためにも望まれるところである。しかし、これらについては、今後の研究の進展により、一層精緻な立論の展開が期待され、本論文の上記の価値を損なうものとはいえない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、令和6年1月22日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。